

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和六年五月二十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十五号

東京都北区子ども権利と幸せに関する条例の一部の施行期日を定める規則
東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（令和六年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」といいます。）付則第一項ただし書に規定する規定のうち次の各号にかける規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とします。

一 条例第五章の規定 令和六年七月一日

二 条例第四章第二節および付則第二項の規定 令和六年九月一日

付 則

この規則は、公布の日から施行します。